

役員等報酬規程

社会福祉法人 朝倉恵愛会

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人 朝倉恵愛会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

（役員の範囲）

第２条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- ２ 常勤の役員とは、役員のうち当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者をいう。
- ３ 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

（報酬等の支給）

第３条 役員及び評議員等には勤務形態に応じて、次の通り役員報酬等を支給する。

- １ 常勤の役員については、職員給与を支給し、役員報酬は支給しない。
また常勤役員が理事長を兼務する場合は、職員給与に理事長手当を加算して支給する。
- ２ 非常勤の役員及び評議員については、職務執行の対価として報酬等を支給する。
なお、同日に複数の職務執行を行った場合は、一つの職務に対してのみ支給する。
- ３ 非常勤の役員が理事長に就任した場合には理事長手当を支給する。

（常勤役員の報酬等の額の算定方法）

第４条 常勤の役員に対する役員報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- １ 常勤の役員には別表１～３に定める職務執行の対価は支給しない。
- ２ 理事長手当は月 50,000 円とする。

（非常勤役員及び評議員の報酬等の額の算定方法）

第５条 非常勤の役員及び評議員に対する役員報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- １ 職務執行の対価として別表１～３の通り報酬を支給する。
- ２ 理事長手当は月 50,000 円とする。

（報酬等の支給方法）

第６条 役員及び評議員等に対する役員報酬等の支給時期は、次の各号による役員報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （１） 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度あるいは、法人業務にかかる出勤をした都度、支給する。
- （２） 理事長手当については、毎月１０日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

（業務執行役員制度）

第７条 法人は業務執行役員を置くことが出来る。その場合名称を準役員とする。

但しこの業務執行権は理事会により内部的に移譲されている為、対外的には代表権を持たない。なお、執行役員の業務内容は管理職運用規程に定める。

- 2 理事長及び執行役員は毎会計年度6ヵ月に1回以上年2回以上自己の職務状況を理事会に報告する義務を有する。
- 3 業務執行役員の報酬については、役員会で決定する。

(その他の委員の旅費等)

第8条 苦情対応第三者委員、入所判定員、評議員選任・解任委員(以下、その他の委員)は、法人理事長の命を受けて法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表2により日当及び交通費実費を支払うことができる。但し同日に重複して行う業務がある場合は原則1回の業務のみとする。

(出張旅費)

- 第9条 役員、評議員及びその他の委員が、法人又は施設業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員等退任記念品)

- 第10条 記念品支給に関して、別表4で算定した額の退職記念品を支給する。
- 2 品物に代えて金額の支給とすることもある。
 - 3 常勤・非常勤にかかわらず、役員及び評議員を対象とする。
 - 4 支給の基準は就任から退任までの在位期間とし、再任の場合は在位期間を通算するものとする。また、理事長についてはその職責を勘案し倍額とする。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

附 則

制 定	平成	22年	4月	1日	(0001-01)
改 定	平成	23年	4月	1日	(0001-02)
改 定	平成	24年	6月	1日	(0001-03)
改 定	平成	25年	4月	1日	(0001-04)
改 定	平成	29年	3月	22日	(0001-05)
改 定	平成	29年	6月	14日	(0001-06)
改 定	令和	4年	6月	24日	(0001-07)

別表1 (日額)

名 称	日 当	実費弁償費（交通費）
役 員 会 出 席 等	8, 0 0 0 円	朝倉市及び隣接市町村 2,000 円
評 議 員 会 出 席 等	8, 0 0 0 円	

※交通費の実費が上記の実費弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払う。

別表 2（日額）

名 称	日 当	実費弁償費（交通費）
監 事 監 査 業 務 等	1 8， 0 0 0 円	朝倉市及び隣接市町村 2,000 円
役員及び評議員業務等	8， 0 0 0 円	
苦情対応第三者委員業務等		
評議員選任・解任委員業務 等		
入所判定委員業務等		

※交通費の実費が上記の実費弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払う。

別表 3（日額）

名 称	旅 費	宿泊費	日 当	その他
役員及び評議員	実 費	2 0, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	実 費
その他の委員	実 費	1 5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	実 費

別表 4（退任記念品額）

名 称	記念品相当額
1 年以上 6 年未満	5 0, 0 0 0 円
6 年以上 1 0 年未満	1 0 0, 0 0 0 円
1 0 年以上	1 5 0、0 0 0 円

改版履歴表

改正年月日	頁	条項	改正内容
H29. 6. 14	1	4 条	2 項、3 項追加 2 理事長及び業務執行理事の報酬は、現に当法人施設の役職員を兼務する場合は、その基本給に、①理事長には役員手当として月 50,000 円、②業務執行理事には月 20,000 円を加 算する。又③非常勤の理事長の場合は、役員手当として月 50,000 円、及び出勤時には、別表 2（日額）の日当及び交通費実費を支給する。 3 常勤役員の賞与は、夏期と冬期の 2 回とし、管理職運用規定第 6 条に準じる。
	1	5 条	5 条——部削除、（業務執行役員制度）を新たに 5 条に挿入 —（役員の設置と報酬）— 第 5 条 当法人は、介護老人福祉施設 3 ヶ所（利用者定員合計 200 人＋短期 61 人）他 8 ヶ所の事業所を運営しており、その責務の大きさから主に人事・経理を担当する役員（兼務を含む）を設置することができる。 2 理事長及び業務執行理事の報酬は、現に当法人施設の役職員を兼務する場合は、その基本給に、①理事長には役員手当として月 50,000 円、②業務執行理事には 20,000 円を加算 する。又、③非常勤の理事長の場合は、別表 2（日額）の日当及び交通費実費を支払う。 3 常勤役員の賞与は、夏期と冬期の 2 回とし、管理職運用規定第 6 条に準じる。 （業務執行役員制度） 第 5 条 法人は業務執行役員を置くことが出来る。その場合名称を準役員とする。 但しこの業務執行権は理事会により内部的に移譲されている為、対外的には代表権を持たない。なお、執行役員の業務内容は管理職運用規程に定める。 2 理事長及び執行役員は毎会計年度 6 ヶ月に 1 回以上年 2 回以上自己の職務状況を理事会に報告する義務を有する。 3 業務執行役員の報酬については、役員会で決定する。 全面改訂
R4. 6. 24			